（募集要項作成例）

平成〇年度　鹿児島県立〇〇高等学校自動販売機設置事業者募集要項

鹿児島県立〇〇高等学校が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は，この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知の上，お申し込みください。

１　公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

２　応募資格要件

(1)　次のいずれかに該当する者は，応募することができません。

ア　当該応募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ　鹿児島県との契約等において次の(ｱ)から(ｶ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後３年を経過していない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者

(ｱ)　契約の履行に当たり，故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(ｲ)　競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｳ)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ)　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｶ)　(ｱ)から(ｵ)のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用した者

ウ　法令等の規定により販売について許可，認可等を必要とする場合にあって，その許可，認可等を受けていない者

エ　次の(ｱ)から(ｹ)までのいずれかに該当する者

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合があり

ます。

(ｱ)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）　第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ｲ)　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成２６年鹿児島県条例第２２号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下「暴力団員等」という。）

(ｳ)　役員等が，暴力団員等であると認められる法人等

(ｴ)　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人等

(ｵ)　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

(ｶ)　役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は関与している法人等

(ｷ)　役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(ｸ)　役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(ｹ)　(ｱ)～(ｸ)までに定める者の依頼を受けて申込みしようとする法人等

（注１）「法人等」とは，法人，その他団体又は個人をいいます。

（注２）「役員等」とは，次に掲げる者をいいます。

①　法人にあっては，役員（非常勤の者を含む。），支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下③同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

②　法人格を有しない団体にあっては，代表者，理事，その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

③　個人にあっては，その者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

３　公募条件等

(1)　貸付料等

ア　貸付期間

貸付期間は，平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの３年間とします。（更新はできません。）

ただし，県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき，設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき，その他県が必要と認めるときは，貸付契約を解除することがあります。

イ　貸付料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に百分の百八を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

なお，年額貸付料は，県の発行する納入通知書により，県が指定する期日までに全額納入してください。

※応募価格には，光熱水費は含まないものとします。

ウ　光熱水費及びその他必要経費

別添公募物件説明書において光熱水費を算定するための子メーターの設置を貸付条件としている物件については，設置事業者が計量法施行令（平成５年政令第329号）第18条に規定する有効期間内の計量器を指定された場所に設置するものとし，当該経費及びその他自動販売機の設置及び撤去に要する工事費，移転費等の一切の費用は，設置事業者の負担とします。

なお，光熱水費は，子メーターを設置するものについては，その使用実績に基づき県が算定した額とし，子メーターを設置しないものについては，カタログ等に示されている平均消費電力等を基に県が算定した額とします（基本料及び消費税を含む。）。

また，光熱水費の納入期限については，子メーターを設置するものについては，県が毎月別途発行する納入通知書によるものとし，子メーターを設置しないものについては，「イ　貸付料」と併せて，県が指定する期日までに当該年度分を全額納入していただくこととなります。

エ　必須条件

自動販売機及び３(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは，公募物件ごとに示した場所に，貸付面積を超えないものを設置してください。また，薄型の機種については，転倒防止対策も併せて行ってください。

(2)　使用上の制限

ア　貸付契約書の貸付条件を遵守し，貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ　自動販売機を設置する権利を県の承認を得ないで第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ　販売品の搬入，廃棄物の搬出時間及び経路については，県の指示に従うこと。

エ　販売品目は，各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水等）とし，酒類の販売は行わないこと。また，標準小売価格を上回る価格での販売も行わないこと。

(3)　維持管理責任

ア　商品補充，金銭管理など自動販売機の維持管理については，設置事業者の責任において行うこと。また，商品の賞味期限等に注意するとともに，在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ　使用済容器の回収ボックスは，販売する飲料の容器（缶，ビン，ペットボトル等）の種類に応じたものを設置し，設置事業者の責任で適切に回収，リサイクルすること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については，関係法令等の遵守，徹底を図るとともに，関係機関等への届出，検査等が必要な場合は，遅滞なく手続等を行うこと。

エ　自動販売機の故障，問い合わせ及び苦情については，設置事業者の責任において対応すること。また，自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4)　原状回復等

設置事業者は，貸付期間が満了し，又は契約が解除された場合には，速やかに原状回復してください。また，設置事業者は，県に対し，原状回復に要した費用，自動販売機の設置に伴い支出した必要費，有益費その他一切の費用について，補償の請求することができません。

４　応募申込手続

(1)　申込方法及び申込期間等

申込みは，郵送又は持参によるものとし，申込先及び申込期間は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2)　必要な書類（各一部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア　応募申込書（第１号様式）

イ　誓約書（第２号様式）

ウ　販売品目一覧（第３号様式）

エ　設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法，消費電力が確認できるもの）

オ　２(1)ウに係る許可，認可等を受けていることを証する書類の写し（許可，認可等を必要とする場合のみ。）

(3)　その他

電話，ファックス，インターネットによる受付は，行いません。

５　設置事業者の決定

(1)　公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い，「２　応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。

(2)　選定対象者のうち，県が販売品目の内容等を審査し，適当であると認めた者で，かつ，県が定めた最低貸付料（※公表はしません。）以上で，最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。

なお，販売品目の内容が適当で，最高価格の応募が２者以上ある場合は，くじにより選定します。また，別添公募物件説明書において販売価格を設定した場合（例：「販売価格は100円以下とする」など）を除き，販売価格の値下げは，審査の対象としません。

(3)　設置事業者の決定は，概ね〇月〇日（〇曜日）頃を予定しています。設置事業者の決定後，応募者全員に選定結果を連絡します。

(4)　各応募者の応募価格が県が定めた最低貸付料に達しなかった場合は，希望者から再度応募申込書を提出していただき，設置事業者を選定します。

６　行政財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された方は，別途定める期日までに，次の書類を提出していただきます。

《行政財産貸付申請提出書類》　※提出部数は各１通

①　行政財産貸付申請書（県指定様式）

②　設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図

③　その他参考となる書類

７　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は，設置事業者としての決定を取り消します。

ア　正当な理由なくして，指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合

イ　設置事業者が応募者の資格を失った場合

８　その他

貸付手続に関する一切の費用については，設置事業者の負担とします。

問い合わせ先
鹿児島県立〇〇高等学校　担当　〇〇
〒〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇〇市〇〇〇町〇番〇号
電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇